

福島県及び市町村共有オープンデータカタログサイトの構築及び 運用・保守業務委託仕様書

1 事業の目的

本事業は、福島県（以下、「県」という。）及び県内市町村（以下、「市町村」という。）のオープンデータを、住民や事業者等が閲覧・活用できるオープンデータカタログサイト（以下「本サイト」という。）の構築及び運用・保守を行うものである。

本サイトは EBPM 推進のためのデータ利活用を阻害する要因となっている、「既存の各種統計データ等の散在」、「データ形式の不統一」の解消のため、県及び市町村が保有するデータを CSV などの利活用しやすい形式で一括して掲載できるものとする。

2 事業名

福島県及び市町村共有オープンデータカタログサイトの構築及び運用・保守業務

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務範囲

- (1) オープンデータカタログサイトの構築
- (2) オープンデータカタログサイトの運用・保守
- (3) 職員向け説明会の開催

5 業務の内容

- (1) オープンデータカタログサイトの構築

① 本サイトの要件

ア 機能要件

- (ア) 原則として、24時間365日利用できる可用性・信頼性があること。可用性・信頼性の要件については下記イに記載の SLA 要件を参照すること。
- (イ) 利用者が必要とする情報に簡単にたどり着ける UI（ユーザーインターフェース）/UX（ユーザーエクスペリエンス）であること。
- (ウ) 県職員及び市町村職員（59 市町村）が容易にオープンデータを登録できること。
- (エ) 登録したデータを地図やグラフを用いて、大幅な処理遅延を生じず視覚的に表示できる機能があること。
- (オ) 他のシステムと連携可能な API 等を具備し、拡張性と柔軟性が確保されていること。
- (カ) コンテンツの改ざん等のセキュリティリスクに対応できる完全性があること。

と。

(キ) 本サイトは事業者が保有するサーバー、または日本国内のデータセンターに構築したクラウドサーバーを利用すること。クラウドの利用にあたってはセキュリティ要件の確保に留意することとし、サーバーを所有する事業者、データセンターの運営事業者、サーバーの運用保守を行う事業者等は JISQ27001 もしくは ISO/IEC27001 に準拠した情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得している者又は当該認証を取得している者と同等の管理手法をとることができる者であること。

(ク) 別紙1「福島県及び市町村オープンデータカタログサイト機能要件表」に記載の内容を実現すること。ただし、対応できない内容がある場合は、代替案を提示すること。

(ケ) 本サイトの URL は、下記のとおりとし、DNS は本県が管理しているサーバーの利用を想定している。当該想定について支障がある場合には提案時に明示すること。

URL : opendata.fukushima.lg.jp

(1) 本サイトのデータ容量は、県及び市町村が利用するにあたり、十分に必要と想定とされる容量を提案すること。

(カ) SSL 等による暗号化技術を利用するなど、不正アクセスを防止するための対策を実施すること。

(キ) Web 脆弱性診断ツールを導入すること。セキュリティホール等の脆弱性が発見された場合は、最新のセキュリティパッチを適用すること。

イ サービスレベルアグリーメント (SLA)

(ア) 新システムの利用開始までに発注者と協議の上、SLA を締結し、サービス品質の維持に努めること。

(イ) 締結した SLA の遵守状況に関して、月次の保守・運用報告書に含めて報告すること。

(ウ) SLA の達成状況について、県及び受託者が協同して随時分析評価を行い、運用の改善策等について検討すること。

(エ) SLA に関する項目は別紙2「サービスレベルアグリーメント」のとおり。

② 業務の実施要件

ア サイトの整備

(ア) 実施計画の策定

契約締結後、本業務に係る業務実施計画書（案）（電子データ）を提出すること。業務実施計画書（案）には、最低限として以下の内容その他必要事項を記載し、発注者の承認を得ること。

・スケジュール、作業項目と役割分担

※ただし、スケジュールについては、令和8年12月に庁内向けのデモンストレーションを予定しているため、同年11月末までに一旦サイトを完成させるスケジュールとすること。

- ・業務実施体制図（作業者氏名及び連絡先）
- ・業務運営方法

(イ) テストの実施

- ・サイトが要求通りの機能を満たしているかテストを実施すること。
- ・テストの実施に当たっては、事前に各種テスト実施に係る計画書を提出し、発注者の承認を得ること。実施結果について報告書を作成し、発注者に報告すること。

(ウ) 市町村のオープンデータカタログサイトのデータ連携

- ・市町村の既存オープンデータカタログサイトと、API 連携等によりデータを連携するために必要な作業を実施すること（1サイトを予定）。

(エ) 操作・運用マニュアルの作成

- ・本サイトの管理機能を利用する職員向けに、操作・運用マニュアルを作成すること。
- ・マニュアルは専門的な知識を有さない職員であっても理解可能なものであること。

(オ) データ可視化設定

本県が提示するデータから、データ可視化機能を用いてグラフを作成し、公開すること。作成するグラフは10種類程度とする。

(カ) 全体的なウェブデザインについて、福島県を代表する景色の写真を使うなど、福島県を感じることをできるものとする。なお、ウェブページの壁紙は、県において変更可能な機能を具備させること。

(2) オープンデータカタログサイトの運用・保守

① 運用・保守体制

ア 本サイトの運用開始後、次の運用及び保守を実施すること。また、運用開始前に、運用・保守体制などを記した運用・保守計画書を提出し、県の承認を得ること。

イ 問い合わせ対応

本システムの運用・保守にかかるユーザーサポートを以下のとおり提供すること。なお、ユーザーサポートの利用者は県職員及び市町村職員を想定している。

(ア) ユーザーサポートの対応時間は祝日及び年末年始を除く平日9:30～17:30とする。

(イ) 問い合わせ対応は、メール及び電話により行うこと。また問い合わせや依頼事項について、受付から対応結果まで記録し、「対応履歴管理表」として管理

すること。

ウ 緊急時間合せ対応

障害発生、深刻な脆弱性の発見時等、緊急時の業務時間外も含めた緊急連絡体制表を示すこと。

エ 本サイトの安定稼働

(ア) 稼働監視業務

稼働に必要となるシステムリソースの全てについて常に監視を行い、障害発生や機能低下などをいち早く感知し、迅速に対応すること。

(イ) 障害復旧業務

障害が発生した場合、直ちに復旧見込みを県に報告すること。その後、迅速に復旧作業を行い、障害原因、影響範囲、対応方針を県に報告すること。

(ウ) バックアップの取得

- ・バックアップを取得し、障害発生時に確実かつ速やかにデータの復旧を行えるよう準備すること。また、バックアップ取得時に本サイトの機能に影響が出ないようにすること。

- ・バックアップの取得方法及び頻度について具体的に提案すること。

(エ) 運用・保守報告

月次で運用・保守報告書を提出すること。報告書には以下の内容を含めること。

- ・本サイト利用状況（SLA の遵守状況も含む）
- ・ヘルプデスクの対応履歴管理表
- ・上記(ア)に示した稼働監視業務の監視結果
- ・本サイトの運用課題や対応策の提案等

(オ) その他

- ・本サイトへの取得可能なアクセスログに関しては、1年間を保存し、年度毎の業務終了時にログデータを電子媒体で提出すること。
- ・本サイトの計画停止は、原則1か月以上前に県に報告すること。
- ・次年度以降の本サイトの運用・保守業務については、別途契約することとするため、1年間の運用保守費用についても、提案書に記載すること。

(3) 職員向け説明会の開催

以下のとおり、県職員及び市町村職員を対象とした説明会を行うこと。

① 開催内容

ア システム管理者説明会

システム管理者(県職員10名程度を想定)として必要な知識や技術についての説明会を行う。

イ 県庁職員・市町村職員説明会

本システムにオープンデータを登録する県職員及び市町村職員（100～150 名程度を想定）を対象に、システム操作に必要な知識や技術についての研修を行う。

② 開催方法

開催時期等を参加者の属性や人数に応じて企画し、県と調整し承認を得たうえで実施すること。

後日、説明会を録画した動画を庁内及び市町村に共有することを予定しているため、各説明会の録画を行い、録画データを提供すること。また、必要に応じて説明会のための資料を作成すること。

6 成果品の提出

成果品は以下のとおりとし、電子媒体(CD-ROM 等)で1セット提出すること。

- (1) 業務実施報告書（月次報告書の総括を含む）
- (2) 操作・運用マニュアル 一式

7 留意事項

- (1) 本業務の円滑な進捗を図るため、県と協議しながら事業を進めること。
- (2) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。
- (3) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (4) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議し、県の承認を得ること。
- (5) その他、本仕様書に定めがない事項又は仕様について生じた疑義については、県及び受託者双方で協議の上、決定するものとする。